

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 17 日

高崎市長 富岡 賢治 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市綿貫町1729-5

氏 名 エスビック株式会社

代表取締役社長 柳澤 佳雄

電話番号 027-384-4190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エスビック株式会社 高崎物流センター
事業場の所在地	群馬県高崎市島野町 890-10
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 26 億円
③ 従業員数	30 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（別紙1参照）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者

物流部次長

- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
 - ・産業廃棄物の処理方針の策定
 - ・社員及び関連人員に対する教育
- (処理業者の選定、委託契約の締結は本社管理本部にて行う)

廃棄物管理担当

物流商品課課長

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握

各係長

- ・作業現場の廃棄物の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり（別紙2参照）

産業廃棄物の種類

排出量

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・別紙のとおり（別紙2参照）

② 計画

【目標】別紙のとおり（別紙2参照）

産業廃棄物の種類

排出量

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・別紙のとおり（別紙2参照）

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・廃プラスチックをリサイクル出来るよう分別実施。
- ・各所に分別用コンテナを配置。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・上記事項の継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり（別紙3参照）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・別紙のとおり（別紙3参照）		

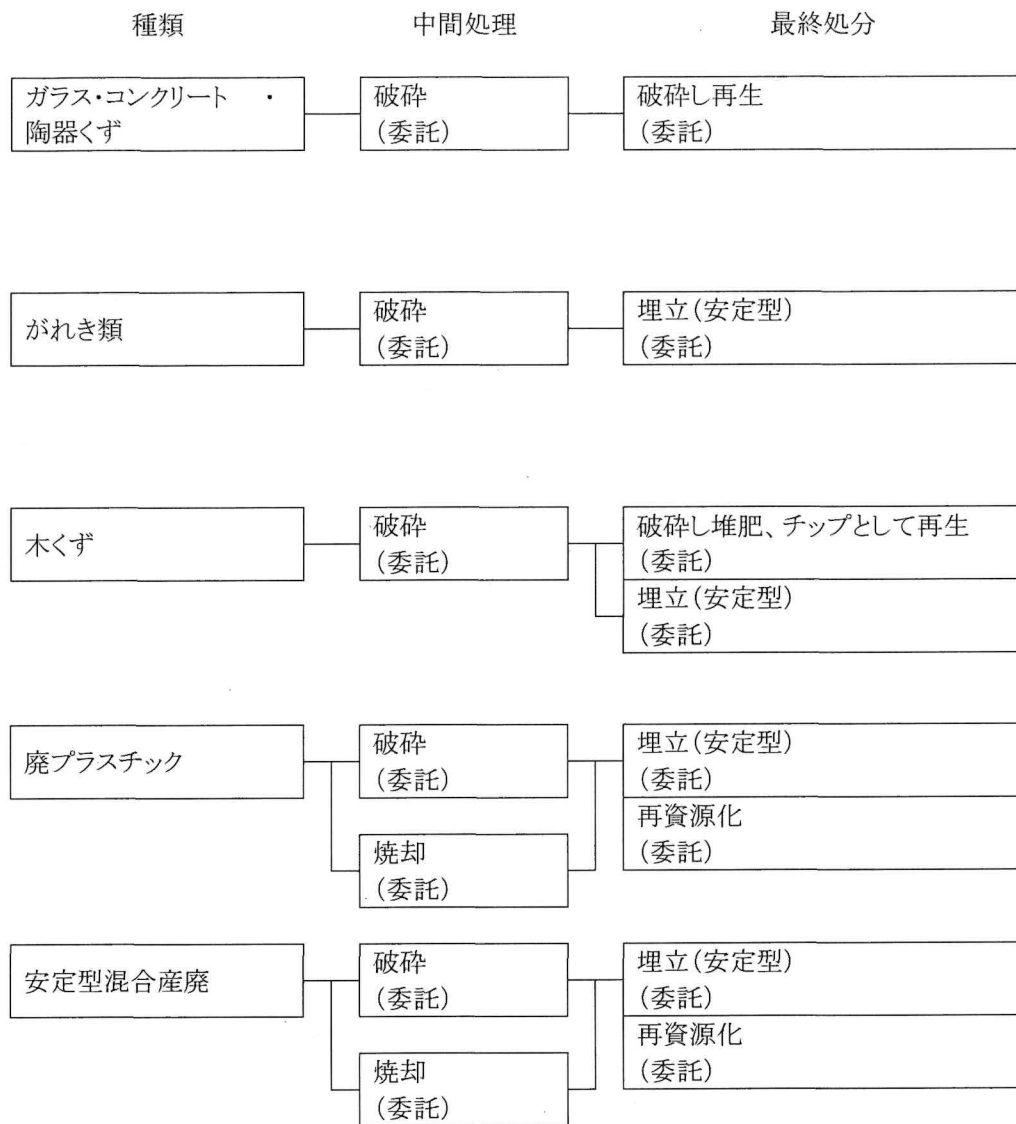
② 計画	【目標】別紙のとおり（別紙3参照）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・別紙のとおり（別紙3参照）		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶器くず	がれき類	木くず	廃プラスチック	安定型混合産廃
	排出量	920.46t	136.99t	155.01t	15.70t	0.34t
	（これまでに実施した取組） ・ コンクリートガラ削減 → 不良品率の削減に継続して取り組んでいる。 ・ ガラ返品削減 → 材料販売の場合はガラの返品は受け付けない方針とした。 ・ 木くず削減 → 木製パレットの補修に取り組んでいる。 ・ 廃プラスチック削減 → ラップの巻き回数削減等に取り組んでいる。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶器くず	がれき類	木くず	廃プラスチック	安定型混合産廃
	排出量	750.70t	100.00t	120.00t	14.00t	0.30t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記事項の継続 ・ コンクリートガラについては今後も特に留意し、引き続き削減に努める。					

別紙3

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶器くず	がれき類	木くず	廃プラスチック	安定型混合産廃
	全処理委託量	920.46t	136.99t	155.01t	15.70t	0.34t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	
	再生利用業者への処理委託量	920.46t	136.99t	155.01t	15.70t	0.34t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	
	(これまでに実施した取組)					
	・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶器くず	がれき類	木くず	廃プラスチック	安定型混合産廃
	全処理委託量	750.70t	100.00t	120.00t	14.00t	0.30t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	
	再生利用業者への処理委託量	750.70t	100.00t	120.00t	14.00t	0.30t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	
	(今後実施する予定の取組)					
	・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ委託する。					
	・できる限り優良認定処理業者から選定する。					